

長野県告示第450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年10月2日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県中野建設事務所飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年 9月14日

長野県知事 村 井 仁

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 117号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下水内郡栄村大字豊栄字谷地414番の1地先から 下水内郡栄村大字豊栄字正進場1236地先まで	旧	8.1~26.4 m	0.6250 km
同 上	新	12.0~32.3	0.6250

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 飯山斑尾新井線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字飯山字横手上11394番の1地先から 飯山市大字飯山字横手上11398番の口の1地先まで	旧	12.0~23.0 m	0.4208 km
同 上	新	16.0~38.0	0.4208

道路チーム

長野県告示第451号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

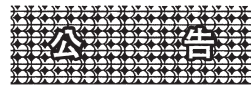
その関係図面は、告示の日から平成18年10月2日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県中野建設事務所飯山建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年 9月14日

長野県知事 村 井 仁

- 1 路線名 117号
- 2 供用を開始する区間
下水内郡栄村大字豊栄字谷地414番の1地先から
下水内郡栄村大字豊栄字正進場1236番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成18年 9月14日

道路チーム



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年 9月14日

長野県知事 村 井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成18年 9月 4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人飯伊学生防犯対策支援協会
- 3 代表者の氏名
岩 崎 愈
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市中央通り4丁目43番地 新星ビル4階
- 5 定款に記載された目的

この法人は、飯田下伊那地域の小学生、中学生等を犯罪から守り、安全かつ安心して勉強及び学校生活が充実して出来る様、自らの活動と関係機関・団体等の活動を支援し、学生の防犯を強化し「安全、安心な地域づくり」を行うことを目的とする。

NPO推進チーム

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成18年 9月14日

長野県知事 村 井 仁

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発 生 年 月 日	患 疑 似 患 畜 の 区 分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成18年 8月31日	患畜	1	上伊那郡箕輪町

食の安全・生活衛生チーム

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年 9月14日

長野県知事 村 井 仁

- | | |
|---|---|
| <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ビーワン上飯田店
飯田市丸山町1-9-3ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
株式会社鈴茂商事
飯田市鼎名古熊2094-1</p> <p>3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称(氏名)及び住所
株式会社鈴茂商事
飯田市鼎名古熊2094-1</p> <p>4 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年3月21日</p> <p>5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,468平方メートル</p> <p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 160台
(2) 駐輪場の収容台数 31台
(3) 荷さばき施設の面積 215平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 80立方メートル</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時30分</p> | <p>閉店時刻 午後8時</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時15分から午後8時15分まで</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後6時まで</p> <p>8 届出年月日
平成18年9月4日</p> <p>9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は下伊那地方事務所産業労働チーム</p> <p>10 縦覧の期間
平成18年9月14日から平成19年1月14日まで</p> <p>11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。</p> <p>12 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は下伊那地方事務所産業労働チーム</p> |
|---|---|

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年9月14日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐久町ショッピングパーク
南佐久郡佐久穂町大字高野町字久保川716-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社吉本
南佐久郡佐久穂町平林121
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
氏名又は名称	株式会社吉本	株式会社吉本
住 所	東京都文京区本駒込2-28-35	南佐久郡佐久穂町平林121
代 表 者	由 井 正 隆	由 井 正 隆

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者
株式会社ツルヤ	小諸市和田483-8	掛川 興太郎
株式会社ドラッグソーマ	佐久市大字野沢1	相馬 徳太郎
浅川 和博	佐久町大字高野町2908	
合資会社丸五呉服店	佐久町大字高野町483-1	鈴木 清勝
株式会社叶屋	佐久町大字高野町2917	山本 敏雄
高見沢 和保	佐久町大字高野町483-3	
嶋屋種苗株式会社	臼田町大字臼田1706	井出 公陽
市川 守子	佐久町大字高野町713-2	
株式会社吉本	東京都文京区本駒込2-28-35	由井 正隆
磯部 祐一	佐久町大字平林776	
株式会社コニカカラー信州	諏訪市大字四賀2269-5	横瀬 義光

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者
株式会社ツルヤ	小諸市和田483-8	掛川 興太郎
株式会社ドラッグソーマ	佐久市野沢1	相馬 徳太郎
浅川 和博	佐久穂町大字高野町2908	
合資会社丸五呉服店	佐久穂町大字高野町483-1	鈴木 清勝
株式会社叶屋	佐久穂町大字高野町2917	山本 敏雄
高見沢 和保	佐久穂町大字高野町483-3	
嶋屋種苗株式会社	佐久市臼田1706	井出 公陽
市川 守子	佐久町大字高野町713-2	
株式会社吉本	佐久穂町平林121	由井 正隆

4 変更した年月日

平成18年7月1日(株式会社吉本の本店移転)

平成18年8月12日(小売業者の退店)

5 届出年月日

平成18年9月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年9月14日から平成19年1月14日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成18年9月14日

長野県知事 村井 仁

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-17 第 14734 号	池田組	池田 貞男	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬11207-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年6月1日	平成18年5月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第 11657 号	有限会社小平建設	小平 忠良	茅野市湖東3292-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成18年6月1日	平成18年5月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第 15230 号	大長索道	猪又 守人	北安曇郡小谷村中土4502-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成18年6月1日	平成18年5月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第 3290 号	株式会社横木	横田 秀雄	北安曇郡白馬村大字北城12867-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業)の取消し	平成18年6月2日	平成18年5月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-14 第 3290 号	株式会社横木	横田 秀雄	北安曇郡白馬村大字北城12867-7	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成18年6月2日	平成18年5月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16 第 20974 号	図模	高橋 元生	安曇野市穂高牧166-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年6月8日	平成18年5月16日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第 20227 号	伊藤技工	伊藤 英治	飯田市鼎切石5122-28	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業及び鋼構造物工事業)の取消し	平成18年6月8日	平成18年4月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-17 第 157 号	新東建設株式会社	柳澤 忠明	長野市南高田2-12-7	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年6月9日	平成18年6月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-14 第 157 号	新東建設株式会社	柳澤 忠明	長野市南高田 2-12-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成18年6月9日	平成18年6月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-15 第 10558 号	有限会社横関産業	横関 みどり	上田市古安曾 1862-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土工事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業)の取消し	平成18年6月9日	平成18年5月31日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第 19781 号	有限会社両角興業	両角 晴義	茅野市豊平5434	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業及び屋根工事業)の取消し	平成18年6月9日	平成18年5月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第 13757 号	興和産業株式会社	水野 信廣	長野市大字鶴賀 1605-14	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成18年6月13日	平成18年6月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第 6994 号	徳武建設株式会社	徳武 政彦	長野市鬼無里日影2817	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工事業)の取消し	平成18年6月13日	平成18年6月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13 第 9524 号	株式会社浜村建工	浜村 宏昭	上田市中中之条 358-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年6月15日	平成18年5月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13 第 16411 号	株式会社坂北建設	北沢 武雄	埴科郡坂城町大字坂城10075-6	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成18年6月12日	平成18年5月8日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第 16929 号	株式会社田中建設	田中 竹美	千曲市大字稲荷山2253-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成18年6月16日	平成18年6月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-13 第 11836 号	堀内土木	堀内 秀泰	松本市神林675-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(タイル・れんが・ブロック工事業)の取消し	平成18年 6月19日	平成18年6月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第 11828 号	有限会社 酒井工業所	白鳥 一市	伊那市手良中坪1778-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年 6月19日	平成18年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第 2072 号	三晃建設 工業株式会社	竹澤 秀喜	長野市大字西長野614-11	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成18年 6月29日	平成18年6月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-14 第 2157 号	二幸機材 株式会社	加藤 久雄	長野市桐原1-3-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成18年 6月30日	平成18年6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-16 第 12922 号	みどり産 業株式会社	三瀬 要	長野市大字高田1179-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成18年 6月30日	平成18年6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-13 第 96 号	山口工業 株式会社	山口 悌志	岡谷市赤羽1-7-4	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成18年 6月30日	平成18年6月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第 96 号	山口工業 株式会社	山口 悌志	岡谷市赤羽1-7-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成18年 6月30日	平成18年6月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-13 第 14165 号	小林建築	小林 繁男	長野市豊野町大倉2470	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成18年 7月4日	平成18年6月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-17 第 19333 号	総合ビル ド株式会社	中村 梅吉	飯山市大字静間2166-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成18年 7月5日	平成18年6月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-13 第 241 号	有限会社 堀川工業	堀川 健治	上水内郡信濃町 大字穂波1394	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(タイ ル・れんが・ブロック工事 業)の取消し	平成18年 7月6日	平成18年7月3日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。
般-17 第 4229 号	山岸建築	山岸 昇	長野市豊野町石 332	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築 工事業)の取消し	平成18年 7月6日	平成18年7月3日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。
般-14 第 1141 号	株式会社 島崎組	城取 孝吉	大町市大字大町 3417	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工 事業及び機械器具設置工事 業)の取消し	平成18年 7月6日	平成18年6月6日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。
特-14 第 861 号	勝家建設 株式会社	平田 道夫	北安曇郡池田町 大字会染6750- 1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築 工事業、大工工事業及び管 工事業)の取消し	平成18年 7月6日	平成18年6月7日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。
般-13 第 16757 号	やまひら 建設	高橋 昌	北安曇郡白馬村 大字北城2704- 1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築 工事業)の取消し	平成18年 7月6日	平成18年6月19日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。
般-13 第 12102 号	株式会社 シナノ大理石	犬飼 栄治	長野市川合新田 1126-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築 工事業)の取消し	平成18年 7月7日	平成18年7月6日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。
般-14 第 12706 号	信州総合 開発観光 株式会社	飯島 清重	茅野市北山3413	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築 工事業、大工工事業、屋根 工事業、タイル・れんが・ ブロック工事業、鋼構造物 工事業及び内装仕上工事 業)の取消し	平成18年 7月7日	平成18年6月23日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。
般-17 第 13265 号	株式会社 東栄建設	石本 清一 郎	飯山市大字野坂 田798-38	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木 工事業、とび・土工工事 業、石工事業及び舗装工事 業)の取消し	平成18年 7月11日	平成18年7月3日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。
般-14 第 3316 号	宮下建設 有限公司	前澤 透	東筑摩郡麻績村 麻4703-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木 工事業、とび・土工工事 業、石工事業、舗装工事業 及び水道施設工事業)の取 消し	平成18年 7月12日	平成18年7月7日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。

般-13 第 12102 号	株式会社 シナノ大理石	犬飼 栄治	長野市川合新田 1126-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(タイ ル・れんが・ブロック工事 業及び内装仕上工事業)の 取消し	平成18年 7月13日	平成18年7月12日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。
般-13 第 118 号	株式会社 草田組	草田 耕一 郎	松本市五常7470 -1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(左官 工事業)の取消し	平成18年 7月13日	平成18年7月11日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。
般-15 第 22463 号	有限会社 エム・ ジェイ・ シー	山崎 正樹	松本市大字島内 729-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(と び・土工事業)の取消し	平成18年 7月14日	平成18年7月6日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。
般-14 第 740 号	有限会社 熊鉄	熊谷 文郷	下伊那郡天龍村 平岡906	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木 工事業、とび・土工事業 及び水道施設工事業)の取 消し	平成18年 7月25日	平成18年4月17日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。
特-16 第 1024 号	穂高建設 株式会社	矢澤 富子	安曇野市穂高 4893	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木 工事業、とび・土工事 業、石工事業、舗装工事業 及び水道施設工事業)の取 消し	平成18年 7月25日	平成18年7月5日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。
般-15 第 20811 号	株式会社 ヨシオカ	吉岡 博夫	長野市三輪9- 20-20	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(防水 工事業及び水建具工事業) の取消し	平成18年 7月27日	平成18年7月27日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。
般-14 第 10546 号	丸三建設 株式会社	丸山 竜也	小諸市大字耳取 1009-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木 工事業、とび・土工事 業、石工事業、管工事業、 舗装工事業、しゅんせつ工 事業及び水道施設工事業) の取消し	平成18年 7月28日	平成18年6月20日付けで建設 業法第12条の規定による廃業 の届出があり、このことが建 設業法第29条第1項第4号に 該当する。

県土活用支援チーム